

平成 29 年第 3 回定例会（2017 年 6 月 15）

○22 番（尾花康広）登壇 私は公明党福岡市議団を代表し、学校における熱中症ゼロを目指す取り組み、中学校の制服のあり方、防犯カメラによる公園等の防犯対策の強化の 3 点について質問いたします。

まずは学校における熱中症ゼロを目指す取り組みについてです。

ことしは史上最高の猛暑になると言われております。

そこで、お尋ねいたしますが、市立の小中学校における熱中症の発症状況の推移を、疑いのある場合も含め、お答えください。

以上で 1 問目の質問を終わり、2 問目以降は自席にて行います。

○教育長（星子明夫） 福岡市立小中学校における熱中症による救急搬送の件数の推移につきましては、平成 26 年度は 7 件 22 名、27 年度は 9 件 16 名、28 年度は 7 件 9 名でございます。

なお、重症に至った事例は発生しておりません。以上です。

○22 番（尾花康広） それでは、発生場所及び時間帯、どのようなときに熱中症が発症しているのか、お答えください。

○教育長（星子明夫） 熱中症が発生した場所は主には運動場や体育館などで、時間帯は部活動や運動会、体育大会の練習中などで多く発生しております。以上です。

○22 番（尾花康広） 炎天下での体育の授業や部活などの運動を実施する判断基準をお示しくください。

○教育長（星子明夫） 各学校において、福岡市ホームページの熱中症情報の暑さ指数と警戒レベルをもとに活動の実施について判断しております。以上です。

○22 番（尾花康広） 先生や児童生徒とも基本的に頑張る方向を向いておりますので、もしものことが起こった場合、現場を預かる先生の精神的プレッシャーは相当なものがあると思われれます。

炎天下で運動をすることの是非の客観的な判断材料として、暑さ指数、いわゆる WBGT というものが注目されておりますが、その測定器の整備状況をお示しくください。

○教育長（星子明夫） 暑さ指数の測定器につきましては、小中学校に教育委員会として一律に整備はしておりませんが、各学校では福岡市のホームページの熱中症情報で外気温や暑

さ指数を把握し、屋外での長時間の運動の回避や小まめな休憩、十分な水分の補給など、適切な対応策をとっております。以上です。

○22 番（尾花康広） 客観的な判断材料の一つとして、WBGT 測定器を体育の授業などを行う際に活用すべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○教育長（星子明夫） 暑さ指数の測定器の活用につきましては、学校現場でのより細かな気温や湿度の状況把握が期待でき、屋外での体育授業などの実施を判断する際の参考にもなることから、今後、検討してまいります。以上です。

○22 番（尾花康広） 熱中症予防には日差しをよけることが大切ですが、屋外で直射日光を避ける帽子の着用状況についてお答えください。

○教育長（星子明夫） 小学校では全ての学校で体育の授業中に帽子を着用させており、中学校では 69 校中 67 校で帽子を着用させております。

なお、残りの 2 校につきましては、帽子の着用は生徒の希望制としておりますが、できるだけ着用するよう指導しております。以上です。

○22 番（尾花康広） 有害な紫外線対策としても帽子の着用は有効です。中学校でも帽子の着用を徹底していただきたいと思います。

さて、熱中症の発生場所は、屋外の運動場だけではなく、屋内の体育館でも多く発生しています。環境省の熱中症予防情報サイトによれば、体育館内では通常は風がないこと、建物が鉄骨や金属屋根などにつくられていて熱をためやすい構造にあることから、その利用に当たっては、夕方であっても十分な換気を行うこと、可能であれば冷房や扇風機を使い、体育館内を冷やすことが重要であるとの指摘がなされています。

私は平成 25 年第 3 回定例会において、学校施設の暑熱対策をテーマに、学校体育館への地中熱空調システムの導入について提案いたしました。その後の導入状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○教育長（星子明夫） 体育館への地中熱空調システムにつきましては、新設校では平成 26 年度以降、体育館の改築では平成 28 年度以降導入しており、現在までに小学校 4 校、中学校 2 校に導入しております。今後も体育館の新設または改築の際に導入してまいります。以上です。

○22 番（尾花康広） しっかり進めていただきたいと思います。

次に、熱中症予防には水分を小まめにとることも必要です。児童生徒は水筒に水やお茶を入れて持参し、水分補給を行っているようですが、原則として経口補水液、いわゆるスポーツドリンクを認めていない理由及び例外として認めているケースをお答えください。

○教育長（星子明夫） 児童生徒の水分補給につきましては、通常は保護者に経済的な負担をかけないように、お茶や水を持ってくるよう指導をしております。ただし、運動会の練習が長時間に及ぶ時期や休日の部活動の際に学校長が必要と判断したときは、経口補水液やスポーツドリンクを持ってくることを認める場合もございます。以上です。

○22 番（尾花康広） 経口補水液、スポーツドリンクは、単に水を飲むより熱中症の予防や応急対策に有効であることを多くの医学等の専門家が異口同音におっしゃっています。重症化すると死に至る熱中症から子どもの命を守ることが一番大切なことであり、例外として認めているケースを周知徹底していただきたいと思います。

曖昧なままでは学校現場で不要なトラブルが発生しては困りますので、再度確認させていただきますが、教育委員会の判断として、原則は水とお茶しか認めていないが、経口補水液、スポーツドリンクの持参は体育の授業や部活がある場合は認めるという見解でよろしいでしょうか。

○教育長（星子明夫） 経口補水液やスポーツドリンクを持参することにつきましては、運動会前などの長時間にわたる体育の授業や休日の部活動の際などに学校長の判断で認めております。以上です。

○22 番（尾花康広） 学校には飲料の自動販売機が設置されておりません。児童生徒は水筒の水やお茶を飲み干した場合は、飲料の自動販売機で買い足すことができず、学校に引かれている水道の蛇口から水を飲むこととなります。

福岡市の小中学校の水道水は直結給水、おいしい水を供給することに取り組まれているようですが、その普及状況及び夏場の平均水温をお答えください。

○教育長（星子明夫） 直結給水化につきましては、水道局と連携し、平成 19 年度からモデル事業として整備を始め、平成 25 年度から本格的に実施しております。

なお、平成 28 年度からは大規模改造工事においても直結給水化を進めており、現在までに小中学校 213 校のうち 38 校を完了し、その進捗率は 17.8%でございます。今後とも、直結給水化を進めてまいります。

また、夏場の平均水温につきましては、福岡市の水質試験年報によりますと、平成 27 年 7 月から 9 月の市内の 33 地点の給水栓における平均水温は 24.8 度となっております。以上です。

○22 番（尾花康広） 直結給水の普及率はいまだに 20%を下回っており、直結給水といえども、夏場の平均水温は 24 度を超え、いわゆる生ぬるいとのこと。専門家によると、熱中症対策に有効な水分補給の仕方は、飲む水の温度は 5 度から 15 度、発汗による体重減の 70 から 80%の水分補給が目安、1 回に飲む量は 10 分間で 300 ミリリットルまでだそう

です。この条件を満たす水分補給を行うためには、保冷効果のある水筒持参が必要ですが、こうした種類の水筒で1リットル以上の水を入れたものを通学時などに持ち歩くのは、小学校1年生などの低学年には、ただでさえ教科書などでランドセルが重たいのに、ちょっと酷なようでもあります。また、中学生などはすぐに水筒の水を飲み干してしまうそうです。

そこで、最近では冷水器、ウォータークーラーの設置を始めた自治体もふえているようですが、福岡市の設置状況をお伺いいたします。

○教育長（星子明夫） 冷水器の設置状況につきましては、福岡市立中学校のうち5校に、いずれもPTAが設置しております。以上です。

○22番（尾花康広） PTAが設置したケースが既に5校あるとのことですが、その学校名と設置に至る経緯と、冷水器の設置には水道管との接続や排水処理、電気代など、設置、工事、メンテナンス費用が発生すると思いますが、その費用負担はどうなっているのか、お示しください。

○教育長（星子明夫） 冷水器が設置されている学校は、青葉中学校、北崎中学校、那珂中学校、百道中学校及び和白中学校でございます。

冷水器が設置された経緯につきましては、いずれもPTAによるベルマーク運動などにより設置されたもので、電気、水道代等の費用は学校が負担をしております。以上です。

○22番（尾花康広） 地元の和白中学校にある冷水器を実際に見てまいりました。学年ごとに1台、計3台設置されており、私も水を飲んでみましたが、まずい。最近主流となっている毎日1回、自動的にタンク内の水を排水、新しい水と入れかえる機能のついた最新のものを想像しておりましたが、2005年10月に発売となった既に生産終了となっている旧来型のものでした。電気代等のメンテナンス費用を学校が負担しているならば、生徒が水を飲むわけですから、水質管理はもちろんのこと、衛生管理もしっかり行っていただくことを指摘しておきます。

島根市水道局では近年、各家庭で水道の水を直接飲む習慣が減ってきているので、子どもたちから水道の水を直接飲んでもらうきっかけづくりや、おいしい水道水のPRとして、熱中症対策として年次的に小学校に小型冷水器を設置し、平成26年度には小学校10校に設置しています。また、山梨県甲斐市なども夏場の熱中症対策として冷水器を全小中学校に導入したところ、夏場は子どもたちが並んで使用し、使い方も赤いテープを引いて1列に並び、1人10秒ルールを設けるなど、予想以上に利用され、増設を望む声が聞かれているとのこと。

他の自治体では、冷水器をみずから設置する取り組みもふえ始めています。せっかく福岡市はおいしい水である直結給水の普及に取り組んでいるわけですから、冷たい水を飲むことができる冷水器を段階的に設置してはいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○教育長（星子明夫） 熱中症対策につきましては、健康観察や休憩時間、水分補給などが重要とされており、引き続き各学校で熱中症予防が適切に行われるよう指導してまいります。

また、冷水器の設置につきましては、児童生徒数に見合った設置台数、導入に伴うコストなど、さまざまな課題があることから、他都市の状況などを踏まえ、調査、検討してまいります。以上です。

○22 番（尾花康広） 次のテーマ、中学校の制服のあり方に入ります。

子どもの貧困が6人に1人と言われる福岡市において、中学校の制服などの学用品の負担が家計に重くのしかかっている現状があります。

日本の公立中学校の制服の価格等について、朝日新聞が最近、SNSなどを通じて全国111校を調査し、学生服の発祥の地と言われるイギリスにも訪問調査されています。教育委員会として、その内容を承知であればお知らせください。

○教育長（星子明夫） 平成28年に実施された朝日新聞の調査につきましては、全国の公立中学校111校の制服の購入価格を調査した結果、学校間で最大2倍を越す価格差があること、価格差が大きい背景に、制服が多様化し、学校ごとにデザインが決められ、限られたメーカーや小売店が扱っていること、一方、イギリスでは学校ごとに制服のデザインが指定されておらず、価格も安価であることなどの内容であると把握しております。以上です。

○22 番（尾花康広） 日本の制服一式の値段の価格差は大きく、学生服の発祥の地と言われるイギリスでは、専門店以外の市販店の子ども服売り場に小中学生向けの制服関連の衣料コーナーがあり、制服は上はブレザーとシャツ、下はスカートかズボンが基本形で、学校ごとに制服のデザインが指定されている様子はなく、競争原理が働き、日本に比べ、驚くほど安いとのことでした。

そこで、お尋ねいたしますが、福岡市の公立中学校の制服は、標準服として男子は詰め襟型、黒、女子はセーラー服が一般的ですが、この歴史的由来と、標準服としての規格はいつどこで誰がどのように決めておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（星子明夫） 制服の由来につきましては、諸説ございますが、詰め襟型の学生服は明治19年に東京帝国大学で採用され、セーラー服は大正4年に福岡女学院の制服として採用され、全国に広がったと聞いております。また、標準服の現在の規格につきましては、日本被服工業組合連合会が昭和57年に作成した標準型学生服認定基準を満たし、認証された学生服を福岡市中学校校長会が福岡市の標準服として定めており、各学校が採用いたしております。以上です。

○22 番（尾花康広） 校長会が標準服として定めておられるとのことでした。

この校長会は、福岡市の教育行政の中で、何か要綱や規則などで位置づけられている公的なものなのか、お尋ねいたします。

○教育長（星子明夫） 福岡市中学校校長会は、教育委員会事務局及び関係機関等と密に連携し、主体性を持って公共教育の推進に当たる任意の団体でございます。以上です。

○22 番（尾花康広） 新設中学校においてブレザーを採用したと伺っておりますが、これも校長会でお決めになったのか、どのような経緯からブレザー採用に至ったのか、その機能性のポイントもお答えください。

○教育長（星子明夫） 新設中学校のブレザー採用の経緯につきましては、開校の際に施設一体型の小中連携校として学校の特徴を出したいという保護者の願いもあり、保護者や地域の方を含めた開校準備委員会において、仕様や価格も含め十分な検討を行い、ブレザータイプを採用いたしております。ブレザーの機能性につきましては、生地が品質が向上し、伸縮性や通気性、耐久性にすぐれています。また、ボタンが少ないため着脱が容易になっております。以上です。

○22 番（尾花康広） 従来のものと比較し、ブレザー方式に改め、機能性は格段によくなっているとのことですが。

保護者を含めた学校での話し合いによれば、これからは標準服の基準によるものだけではなく、ブレザー方式のどちらを選択してもよいということなのか、お答えください。

○教育長（星子明夫） 標準服とブレザーの選択につきましては、まず、標準服は荒れた学校等のさまざまな課題を乗り越えるために、昭和 57 年に福岡市中学校校長会が定めたという経緯がございます。こうしたことを十分に踏まえて、各学校の保護者や地域の方も含めた制服検討委員会などで価格帯や機能性など、さまざまな観点から十分議論を行った上であれば、標準服とブレザー、どちらの選択も可能としております。以上です。

○22 番（尾花康広） 念のため確認させていただきますが、校長会において昭和 57 年以降、標準服の基準などを見直した実績はあるのか、お答えください。

○教育長（星子明夫） 標準服の見直しにつきましては、生徒や保護者からの要望を受けて、平成 20 年度に福岡市中学校校長会が女子生徒夏服検討委員会を立ち上げ、女子生徒の夏服について、汚れが目立たないように水色から紺のチェックにし、暑さ対策として脇の部分大きくあけ、スカートのひだを 24 本から 14 本にするなど、改善に向けた見直しを行い、平成 22 年度より標準服の仕様書を変更いたしております。以上です。

○22 番（尾花康広） 確認できるのは、ただいま御答弁いただいた平成 22 年度の実績 1 件のみとのことですが。

デザインの指定を緩やかにして、買える店をふやしてはどうか、色とブラウス、ズボンな

どの服種のみを指定してはどうかなどの声も聞かれています。御所見をお伺いいたします。

○教育長(星子明夫) デザインの指定を緩やかにするなどの提案についてでございますが、標準服には市内間で転校する際に買いかえる必要がないこと、服装の乱れを防ぐなど、生徒指導上有効であること、保護者が判断に困ることなく安心して購入できることや多くの販売店で幅広い価格帯から購入できることなど、さまざまな利点がございます。これらを踏まえた上で、各学校において制服のあり方について柔軟に取り扱うことは差し支えないと考えております。以上です。

○22番(尾花康広) 制服を考える上で、LGBTQ、性的マイノリティの生徒への配慮も大事な視点だと思いましたので、関係者の方々から生の声を伺ってまいりました。本人、当事者の声として、性別を押しつけられる制服を着るのが苦しく、その苦しさをなかなか理解してもらえず、思い詰めてリストカットをして先生に抗議したが、リストカットしたことそのものを叱られ、制服を着ることの苦しさは最後まで理解してもらえなかった。保護者の方の声として、まず、制服を着なくて済む中学校探しから始まり、えがお館への相談、必要に応じた精神科の受診、診断書の入手、全国で行われるLGBTQに関するセミナー、シンポジウムへの参加など、何とかして子どもが不登校にならないように動きに動いたと。あるセミナー、シンポジウムの中で、LGBTQの生徒を初めて受け入れる中学校の先生が真剣に質問されていたが、その事例は偶然にもうちの子どものことで、その先生がうちの子どもの担任になる先生であることがわかったなどなど。本人、保護者、教師など、関係者の方々が制服のゆえに時間と労力を費やされ、心身ともに大変な御苦労をされている話を伺ってまいりました。LGBTQの生徒は割合からして1教室に1人か2人は在籍していると言われております。

みずからの性別に違和感のある生徒にとって、制服は心理的な圧迫感を感じさせ、不登校そのものの原因になっていることも多いようですが、何か対策を講じておられるのか、お伺いいたします。

○教育長(星子明夫) みずからの性別に違和感があるなど、性的マイノリティの悩みを抱える生徒への対策につきましては、学校と生徒、保護者が個別に話し合いを行い、制服のかわりに学校指定のジャージを許可するなど、一人一人の状況に応じて各学校で対応いたしております。以上です。

○22番(尾花康広) あくまでLGBTQであることをカミングアウト、宣言することが前提の上で個別に対策が講じられております。国際的な人権NGO、ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書によれば、学校においてLGBTQであることをカミングアウトすることによって、いじめ、嫌がらせ、差別などを、生徒のみならず、適切な対応とその予防をする立場の教師からも受けている現状が報告されております。福岡のLGBTQの支援団体であるレインボースープが実施した九州・沖縄在住のLGBTQ当事者を対象にした学生生活アン

ケート調査では、学校生活に望むサポートとして、制服の選択の自由が挙げられております。今回の質問で、20 政令市を調査したところ、既に札幌市、京都市、神戸市、北九州市において、制服の運動機能性やLGBTQの生徒への配慮などから、ブレザー方式に改め、女子の制服の下をスカートとズボンの選択制にしている学校がふえてきていることがわかりました。

当面の対策として、福岡市においても制服をブレザー方式に改め、女子の制服の下をスカートとズボンの選択制にするなど、カミングアウトしないで済む対策を講じる必要があると思いますが、御所見をお伺いいたします。

○教育長（星子明夫） 現在は学校への相談なしには制服の選択等の対応を行うことは難しい状況でございます。学校生活を行う上で、学校と生徒、保護者が個別に話し合いを行い、制服の選択、トイレや更衣場所、宿泊行事での入浴や就寝等において、今後も生徒の心情や保護者の意向に十分配慮し、対応をいたしてまいります。以上です。

○22 番（尾花康広） また、根本的には、カミングアウトしても、いじめや嫌がらせ、差別を決して受けることがないように、LGBTQに関する人権教育を徹底して生徒や教師を対象に実施していただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○教育長（星子明夫） 性的マイノリティに関する人権教育につきましては、児童生徒に対して他者の個性を認める人権教育に取り組むとともに、人権教育の充実を図り、児童生徒の心情や保護者の意向に十分配慮した対応を行ってまいります。性的マイノリティは人権課題の一つと捉えており、児童生徒への指導を充実させるとともに、教職員への研修をさらに推進してまいります。以上です。

○22 番（尾花康広） 中学校の制服のあり方について、まだまだ論じたい点はございますが、一億総活躍社会の実現に向け、女性の活躍推進が声高に叫ばれる中、その前提となる男女共同参画社会の実現への意識づけ、従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、みずからの能力を生かして自由に行動、生活できること、いわゆるジェンダーフリーの視点を考えるとき、制服に殊さらに性別の差を設ける必要があるのでしょうか。制服を標準服と言うならば、着脱しやすく体温調整が容易なもの、自転車による学校や塾への通学や災害、緊急時を考えた運動機能性、経済的な配慮からリーズナブルな価格で市販購入できるもの、LGBTQの生徒への配慮など、こうした時代の変化を見据え、再度、中学校の制服についてみんなで検討する段階に来ているのではないのでしょうか。

校長会にお任せしているからよいという従来の立場から一步踏み出し、教育委員会として、幅広い意見の集約、尊重など、責任を持って対応していただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○教育長（星子明夫） 中学校の制服は、中学生らしい簡素な身なりができる服装として、

また、機能性や耐久性、保護者の負担軽減などのさまざまな観点にも配慮し、全中学校の校長が申し合わせを行い、標準服を定め、各学校がこれを採用しております。今後は教育委員会といたしましても、各学校が制服の見直しを検討する際には、標準服の意義を十分考慮するとともに、学校の特色や独自性、生徒や保護者、地域の意見を十分に尊重し、女子の制服のあり方など、性的マイノリティの課題への対応を含め、柔軟に幅広く検討するよう各学校に指導してまいります。以上です。

○22 番（尾花康広） よろしく願いいたします。

それでは、最後のテーマ、防犯カメラによる公園等の防犯対策の強化に入ります。

平成 26 年中の警察庁の罪種別子ども、13 歳未満の者の被害件数をお知らせください。

○市民局長（下川祥二） 平成 26 年中の全国における罪種別 13 歳未満の子どもの被害件数につきましては、警察庁の統計によりますと、全被害件数 2 万 4,707 件となっており、その中で被害件数の多い主な罪種は、自転車等の乗り物窃盗 1 万 6,408 件、ひったくり等の非侵入窃盗 4,576 件、強制わいせつ 1,095 件、暴行 858 件、傷害 539 件となっております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 子どもを狙ったさまざまな凶悪犯罪が多発しております。

それでは、全被害件数に占める子どもの被害件数の割合の高い罪種についてお知らせください。

○市民局長（下川祥二） 全被害件数に占める子どもの被害件数の割合が高い罪種につきましては、警察庁の統計によりますと、略取・誘拐 55.1%、強制わいせつ 14.8%、公然わいせつ 4.2%となっております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 略取は暴行や脅迫によって連れ去ること、誘拐はだましたり誘惑したりして連れ出すことで、略取・誘拐の件数については、平成 18 年以降、9 年ぶりに 100 件を超えるという大変憂慮すべき状況となっております。

そこで、お尋ねいたしますが、福岡市においても同様の犯罪が発生しているのか、その状況をお知らせください。

○市民局長（下川祥二） 平成 26 年中の福岡市における 13 歳未満の子どもの被害状況につきましては、福岡県警の統計によりますと、全被害件数 599 件となっており、その中で被害件数の多い主な罪種は、自転車等の乗り物窃盗 463 件、ひったくり等の非侵入窃盗 67 件、強制わいせつ 10 件、暴行 8 件、傷害 8 件となっております。また、全被害件数に占める子どもの被害件数の割合が多い罪種は、略取・誘拐 33.3%、殺人 14.3%、強制わいせつ 8.7%となっております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 犯罪の発生時間帯及び発生場所をお知らせください。

○市民局長（下川祥二） 平成 26 年中の全国における犯罪の発生が最も多い時間帯及び場所につきましては、警察庁の統計によりますと、発生時間帯は 16 時から 20 時で全体の 7.0%、発生場所は駐輪場で全体の 12.9%となっております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 一般的に言われていることですが、季節は今からの時期、7 月から 10 月が多いとのこと。これはちょうど夏休みの時期と重なり、子どもが外に出て遊ぶことが多くなります。地域との交流が減り、共働き世帯の増加が進む中、子どもを犯罪から守るために、私たちは最善を尽くさなければなりません。まちなかで子どもが犯罪の被害者になる場所には、誰にも見られず犯罪を行うことができるという共通の特徴があるそうです。犯罪被害に遭いやすい危険な場所として、通学路の途上にある公園が今クローズアップされています。

そこで、お尋ねいたしますが、子どもを遊ばせるのが心配な危険な公園として挙げられている公園にはどのようなものがあるのか、お示しください。

○住宅都市局長（光山裕朗） 国の外郭団体でございます一般財団法人公園財団が発行する公園管理ガイドブックにおきまして、犯罪が起きやすい公園として、植栽や施設配置などによって人目が遮られる公園、周囲から人目が届かない公園、ごみの散乱や落書きがある汚い公園、外周道路に路上駐車されている公園などが挙げられております。

福岡市では、犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例に基づき、公共施設の整備や管理に当たりましては、防犯上配慮すべき事項を示した防犯環境設計指針を平成 26 年 3 月に策定し、公園については、植栽や遊具、便所などにおける周囲からの見通しの確保などに努めているところでございます。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 私たちの身近にある公園、どれか 1 つは当てはまりそうな可能性があります。

公園の維持管理には、環境犯罪学の理論である割れ窓理論の観点から取り組むことが大切だとよくお聞きしますが、これはどういうことか、説明してください。

○住宅都市局長（光山裕朗） いわゆる割れ窓理論につきましては、軽微な犯罪を放置せず、速やかに対処することが重大な凶悪犯罪などの抑止につながるという環境犯罪学上の理論と承知いたしております。これを公園管理に置きかえますと、落書きをすぐに消すなど、小さな異常やふぐあいも放置せず、迅速かつ適切な公園管理を継続的に行うことが公園内での犯罪を抑止していくことにつながるものと理解しております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 軽微な犯罪も放置すると誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて重大な犯罪につながるという大切な観点です。

そこで、お尋ねいたしますが、この理論を踏まえ、福岡市にはどのくらいの公園があり、その維持管理状況をどのように把握し、防犯、安全対策を講じて危険な公園にならないように対処されているのか、お答えください。

○住宅都市局長（光山裕朗） 平成 29 年 4 月 1 日現在で市が管理する公園は 1,670 か所でございます。これらの公園におきまして、防犯環境設計指針を踏まえまして、委託業者による定期的な点検や地域の公園愛護会からの毎月の活動報告などを通じ、維持管理状況を把握するとともに、防犯、安全対策といたしましては、見通しを阻害している樹木の撤去や計画的な除草、施設の定期的な点検や修繕などを行っております。また、日ごろより地域や公園愛護会との連携を密にし、周辺住民などからの連絡や通報を受けた場合には、区役所の担当職員が現地へ赴き、速やかに対処する体制をとっております。今後とも、地域の目が届き、犯罪の起きにくい環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 今年度から地域のきずなを深め、まちを元気にするために、魅力的な公園をつくることを目的に、コミュニティパーク事業を行われていると聞いていますが、その経緯と目的をお知らせください。

○住宅都市局長（光山裕朗） コミュニティパーク事業につきましては、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営により地域にとって使いやすい魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を促進することを目的として、平成 29 年度より開始した事業でございます。このようなコミュニティパーク事業の実施によりまして、安全、安心のまちづくりの観点からも、地域の見守りや防犯力の向上につながっていくものと考えております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 公園でイベントなどを開催し、これまで以上に地域住民が集まれる場所にすることや、みんなで協力し合って犯罪行為を誘発する要因の一つとなるごみの撤去や落書き消しなどを行うコミュニティパーク事業は、公園の防犯、安全対策を考える上で、危険な公園をなくし、これまで言及してきた割れ窓理論にかなう大変有益な事業だと思われま

す。
コミュニティパーク事業の有効性の周知啓発になお一層努め、着実な事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。御所見をお伺いいたします。

○住宅都市局長（光山裕朗） コミュニティパーク事業につきましては、地域コミュニティの活性化や安全、安心のまちづくりに効果的な事業であり、自治協議会を初めとする地域の会合に積極的に向くなど、広く地域の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。この事業は、地域住民みずから公園の活用方法や利用ルールを考えていただくことが大切なことから、今後とも、事業の周知や広報に加え、地域の主体的な取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 一方で、火を使うバーベキュー、物品の売買が伴うバザーやフリーマーケットの開催、これまで禁止されていたボール投げの時間指定による解禁など、新たな公園利用が広がることから、その対策には地域の力だけでは限界があり、行政の役割もこれまで以上にしっかり果たしていかなければならないと思います。警察庁より平成 26 年 8 月 28 日付で各地方機関の長宛てに、安全・安心まちづくり推進要綱の改正についての通達が行われ、主な改正点の一つとして、安全、安心まちづくりの推進に係る資機材として防犯カメラが追加され、道路、公園、駐車、駐輪場等で、特に犯罪の多い地区の公共施設等において設置を推進することが重要であり、警察が必要な情報提供等を行うことが追加されました。

質問に先立ち、防犯カメラ設置の先進自治体である東京都荒川区を調査してまいりました。荒川区では、荒川区防犯カメラ設置方針を策定し、（資料表示）こういった設置方針ですね。39 ページの結構分厚い、しっかりとした設置方針ですけれども、警察の協力を得て、町内の一丁目、二丁目などの細かい地域ごとの刑法犯認知件数の分析を行い、防犯カメラの設置効果の検証と平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間で防犯カメラを必要な場所にバランスよく配置し、より効果的で効率的な運用を行うことで、犯罪のない安全、安心なまちづくりを目指すという取り組みが積極的に行われておりました。（パネル表示）さっきお見せした荒川区街頭防犯カメラ設置方針の中の 1 ページですけれども、こういった防犯カメラ設置計画図というものがあります。この赤の部分は防犯カメラを 6 台以上設置すると、黄色のところは 4 台以上 6 台未満と、そして、青のところは 4 台未満という形。いわゆる警察から、各町内の一丁目、二丁目でどのぐらい刑法犯認知で、こういった犯罪が行われているかという細かいデータをもとに、どこに防犯カメラを設置したら本当に効果的なのかというのがしっかり分析されているがゆえに、こういった計画のもとに、しっかりとした設置が行われているというのが荒川区の取り組みでございました。

そこで、お尋ねいたしますが、平成 26 年の警察庁の通達以降、福岡市として警察から細かい地域ごとの刑法犯認知件数の提供を受けてきたのか、お答えください。

○市民局長（下川祥二） 刑法犯の罪種別の認知件数につきましては、福岡市では毎月、福岡県警から福岡市全域と各区別の情報の提供を受けております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 警察から市や区単位でのデータの提供は受けているものの、荒川区のような細かい地域ごとの刑法犯認知件数の提供は受けていないようですが、防犯カメラの設置効果の検証とバランスのよい配置は重要なことだと感じております。

福岡市において、街頭防犯カメラをどのように設置されているのか、お尋ねいたします。

○市民局長（下川祥二） 街頭防犯カメラにつきましては、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの推進に重要なものであると考えております。福岡市といたしましては、地域が街頭防犯カメラを設置する際の支援に取り組んでおり、地域からの要望を踏まえ、福岡県警と連携して設置を進めております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 荒川区では、平成 28 年度から区が管理する全ての公園に防犯カメラを設置しています。死角をなくすということで、公園の出入り口付近のみではなく、公衆トイレの出入り口付近など、犯罪抑止に効果的と思われる場所も写しております。平成 27 年に 37 件発生した犯罪件数が平成 28 年には 11 件に激減し、こうした結果から、公園においても防犯カメラを積極的に活用することで、犯罪や迷惑行為等への抑止効果が高まり、近隣住民の方や子育て中の親子など、誰もが安心して利用できる環境を提供できるものと考えているそうです。当然ながらプライバシーへの配慮が気になるところですが、防犯カメラの設置及び運用に関する条例などを定め、記録の保存期限は 7 日程度とし、期限後、自動的に上書き消去するなどの画像の適正な管理等をうたい、市民の理解と納得のもとに防犯カメラの設置を進めておられます。公園利用者からは、設置前、設置後も否定的な意見は聞かれず、プライバシーの問題もあると思いますが、安全にはかえられませんかなど取りつかけを望む声が多く寄せられているとのこと。

そこで、お尋ねいたしますが、街頭防犯カメラの設置を補助してきた福岡市において、設置カメラ台数もふえてきたことに鑑み、荒川区等のように防犯カメラの設置及び運用に関する条例や防犯カメラ設置方針等を定めるべきではないでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○市民局長（下川祥二） 街頭防犯カメラにつきましては、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例に基づき要綱を策定し、設置、運用を図っております。街頭防犯カメラの設置は、市民の防犯意識の高揚や犯罪の抑止の観点などから重要であると考えており、効果的な設置支援や運用について検討してまいります。以上でございます。

○22 番（尾花康広） 調査してわかったことですが、荒川区と福岡市では公園への防犯カメラの設置のスタンスに大きな違いがあるようです。福岡市の公園に設置してある防犯カメラは、公園に設置してはああるものの、大半は市民局所管の街頭防犯カメラ設置補助金のスキームを使い、自治会、町内会などが設置しているものです。このスキームでは、公園管理者である市、住宅都市局は単に公園への防犯カメラ設置許可を与える立場で、みずから公園の防犯、安全対策を強化するといった主体性を感じることができません。

そこで、お尋ねいたしますが、福岡市において、公園管理者みずからが設置した防犯カメラの設置状況をお答えください。

○住宅都市局長（光山裕朗） 福岡市が管理します公園の防犯カメラの設置につきましては、平成 29 年 4 月 1 日現在、72 公園に 124 台を設置しております、うち公園管理者として市が設置したものが 14 台となっております。以上でございます。

○22 番（尾花康広） わずか 14 台、全体の約 11%です。

欧米などの児童公園では、防犯上の観点から、ゾーンディフェンスという考え方が取り入

れられていると伺っておりますが、どのようなものなのか、お尋ねいたします。

○住宅都市局長（光山裕朗） 公園におけるゾーンディフェンスにつきましては、欧米を中心に取り入れられております防犯に関する公園設計の考え方でございまして、遊具を1カ所に集め、フェンスで囲み、その中に保護者以外の関係のない大人が入りにくくすることで、子どもの連れ去りなどを防止する効果があると言われているものでございます。以上でございます。

○22番（尾花康広） 公園の中の子どもたちが遊具などで遊ぶ場所をフェンスで囲むことで、大人が近づくと目立ってしまい、子どもたちはおのずから不審者を警戒できるという仕組みであります。犯罪者、当然大人ですから、子どもに容易に近づいて、たやすく子どもをだますことができるといった犯罪心理学を根拠に、防犯上の観点から公園が設計されているのだそうです。場所によって犯罪が起りやすいところがあるならば、その場所は一体誰が管理しているのか、特に公共の場所は市などの公的機関が犯罪予防の第一責任者であります。ゆえに、市などの公的機関が公園をつくる時にゾーンディフェンスのある公園をつくらないうで、フェンスのない公園をつくって、そこで犯罪が起きたならば、被害者が市などの公的機関を訴えて莫大なる賠償金を請求するということが海外では当たり前になっているのだそうです。ゾーンディフェンスを紹介したのは、公共の場所は公的機関が守るという国際スタンダードとも言える考え方を正しく理解していただきたかったからであります。

公園の犯罪抑止に効果的である場所を写す防犯カメラの設置は、市、住宅都市局が公園管理者としての責任を持って積極的に進めていただきたいと思います。御所見をお伺いいたします。

○住宅都市局長（光山裕朗） 地域に身近な公園の防犯対策といたしましては、防犯環境設計指針を踏まえ、便所や遊具の配置や、樹木の剪定等により見通しを確保するとともに、地域の見守りなどによりまして人の目が届きやすくすることが重要であると考えております。

議員おただしの防犯カメラの設置につきましては、プライバシー確保の観点から地域の合意が必要であり、引き続き市民局の街頭防犯カメラ設置補助金制度を基本に考えておりますが、公園の特性や利用状況を踏まえ、必要に応じ、公園管理者による防犯カメラの設置を検討してまいります。以上でございます。

○22番（尾花康広） 最近、テレビなどのマスコミ報道で、防犯カメラの記録画像が毎日のように公開され、犯人の特定、事件の解決に至っていることは国民の皆様が知るところの周知の事実です。こうした動きは、防犯カメラが設置されている場所で悪いことをすると、すぐに公開され、検挙されてしまうので、やめておこうという犯罪抑止の有効性を高めることにもつながっております。その効果、効率をより高めるために、市が責任を持って市民の理解と納得の醸成を図り、バランスのとれた適正配置を考え、公園等の市民の身近な公共施設の防犯、安全対策の強化をぜひ図っていただきたいと思いますのであります。

最後に、犯罪のない安全、安心なまちづくりを目指す高島市長の決意をお伺いし、私の質問を終わります。

○市長（高島宗一郎） 福岡市は生活の質の向上と都市の成長の好循環を図るために、都市経営の基本戦略の一つとして、安全、安心のまちづくりを推進していくことが重要であると認識をしております。そのため、福岡市では、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例に基づきまして、犯罪防止の啓発活動や、道路、公園などについては犯罪の防止に配慮した構造、設備などに関する指針を策定するなど、ソフト、ハードの両面から防犯のまちづくりを推進しております。

尾花議員の御指摘のとおり、街頭防犯カメラは犯罪の抑止などの観点から非常に有効な手段であることから、効果的でバランスのよい設置支援、運用や、必要に応じて公園などへの管理者による設置を検討してまいります。

今後とも、地域団体、企業、警察などとさらに緊密な連携を図り、街頭防犯カメラの設置促進に向け取り組むなど、犯罪のない安全で住みよいまち福岡の実現に向け、全力で取り組んでまいります。以上です。